

通訳案内士法施行規則

	(昭和二十四年 六月十五日運輸省令	第二十七号)
改正	昭和二十五年 二月二二日運輸省令	第 一一号
	同 二八年 八月三十一日同	第 四七号
	同 三五年 二月一二日同	第 五号
	同 四〇年 九月 八日同	第 六三号
	同 四五年一月 九日同	第 八八号
	同 五一年 四月一五日同	第 一〇号
	同 五三年 四月二五日同	第 二二号
	同 五六年 五月二五日同	第 三〇号
	同 五八年一月二一〇日同	第 四九号
	同 五九年 三月一九日同	第 四号
	同 六〇年 三月一四日同	第 九号
	同 六〇年 六月一五日同	第 二二号
	同 六二年 三月二五日同	第 二五号
平成	元年 三月三十一日同	第 一二号
	同 三年 三月二二日同	第 二号
	同 六年 三月二九日同	第 九号
	同 六年 九月三〇日同	第 四六号
	同 九年 三月二一日同	第 一五号
	同 九年 六月一八日同	第 三八号
	同 九年一月二一五日同	第 七五号
	同 一二年 三月二二日同	第 九号
	同 一二年 三月二四日同	第 一一号
	同 一四年 七月 一日国土交通省令	第 八三号
	同 一五年一月 一日同	第 一〇九号
	同 一六年 一月二九日同	第 一号
	同 一六年 三月二六日同	第 二八号
	同 一六年 三月三一日同	第 三四号
	同 一六年 五月二六日同	第 六六号
最終改正：	平成一七年 三月一五日国土交通省令	第 一〇号

通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第七条第三号、第十条第一項、第十二条第二項、第十七条、第十八条、第二十条第一項、第二十一条第一項及び第二項、第二十八条並びに第三十五条の規定に基づき、通訳案内業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

（受験手続）

第一条 通訳案内士試験を受けようとする者は、受験願書を国土交通大臣に提出しなければならない。
ただし、通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号。以下「法」という。）第十一条第一項の規定により独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）が同項の試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合には、当該受験願書を機構に提出しなければならない。

2 法第七条の規定により試験の免除を受けようとする者は、前項の受験願書にその旨を記載し、同条に規定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。

（試験の公示）

第二条 通訳案内士試験を行う外国語の種類、期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項は、国土

交通大臣があらかじめ官報で公示する。

(試験の免除)

第三条 法第七条第三号に規定する国土交通省令で定める者は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める科目についての筆記試験を免除する。

- 一 筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者 次回の通訳案内士試験の当該科目
- 二 一の外国語による地域限定通訳案内士試験に合格した者 当該外国語
- 三 一の外国語による地域限定通訳案内士試験の筆記試験の外国語について合格点を得た者 当該試験が行われた後最初に行われる通訳案内士試験の当該外国語
- 四 旅行業務取扱管理者試験に合格した者 日本地理
- 五 筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者と同等以上の知識又は能力を有する者として国土交通大臣が定める者 当該科目

(合格証書の授与等)

第四条 国土交通大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構。次項において同じ。)は、通訳案内士試験に合格した者には別記第一号様式による合格証書を、筆記試験に合格した者に対し別記第二号様式による筆記試験合格証書を、それぞれ授与する。

2 国土交通大臣は、筆記試験のうち一部の科目について合格点を得た者に対し、当該科目を文書で通知する。

(合格者の公示)

第五条 国土交通大臣は、通訳案内士試験に合格した者の氏名を官報で公告する。

(受験手数料)

第六条 法第十条第一項の国土交通省令で定める額は、八千百円とする。

2 前項の受験手数料は、第一条第一項の受験願書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して通訳案内士試験の受験の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

3 法第十一条第三項の規定により第一項の受験手数料を機構に納付する場合には、前項の規定にかかわらず、法第十二条第一項の試験事務規程で定めるところによる。

(試験事務規程の記載事項)

第七条 法第十二条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 試験の実施の方法に関する事項
- 二 受験手数料の収納の方法に関する事項
- 三 合格証書の授与及び再交付に関する事項
- 四 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
- 五 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関し必要な事項

(試験事務規程の変更の認可の申請)

第八条 機構は、法第十二条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更を必要とする理由

(試験委員の要件)

第九条 法第十三条第二項の国土交通省令で定める要件は、法第六条第二項各号に掲げる科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者であることとする。

(試験委員の選任等の届出)

第十条 機構は、法第十三条第一項の試験委員を選任したときは、その日から十五日以内に、当該試験委員の氏名及び略歴並びに当該試験委員の担当する試験の科目を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 機構は、前項の規定により届け出た試験委員に変更があつたときは、その日から十五日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(不正受験者の処分の届出)

第十一条 機構は、法第十五条第三項の規定により国土交通大臣の職権を行つたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 一 不正な手段により試験に合格しようとした者の氏名、本籍、住所及び生年月日
- 二 不正行為のあつた試験の年月日、科目及び場所
- 三 不正行為の内容
- 四 第一号に規定する者の処分を行つた年月日及びその内容

(合格証書の返納)

第十二条 法第十五条第一項の規定により合格を無効とされた者は、第四条第一項の合格証書を直ちに国土交通大臣に返納しなければならない。

2 法第十五条第三項の規定により合格を無効とされた者は、第四条第一項の合格証書を直ちに機構に返納しなければならない。

(非居住者の代理人)

第十三条 本邦内に住所を有しない者(以下「非居住者」という。)は、通訳案内士の登録を受ける場合には、本邦内に住所を有し、当該非居住者と業務上密接な関係を有する者であつて、通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を有するもの(以下「代理人」という。)を定めなければならない。

2 次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。

- 一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの
- 二 法人であつて、その役員のうち前号に該当する者があるもの

(登録事項)

第十四条 法第十八条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 合格した外国語の種類
- 三 非居住者にあつては、その代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(通訳案内士登録簿の様式)

第十五条 法第十八条の通訳案内士登録簿は、別記第三号様式による。

(登録の申請)

第十六条 法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、別記第四号様式による通訳案内士登録申請書を、その住所地(非居住者にあつては、その代理人の住所地)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 健康診断書

二 合格証書の写し

三 履歴書

四 写真（最近六月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・五センチメートルのものであつて、台紙を付けないものをいう。第十九条第一項及び第二十条第一項において同じ。）二葉

五 非居住者にあつては、その代理人に通訳案内士の登録に関する一切の行為につき、当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面及び当該代理人が法人である場合にあつては、その定款又は寄附行為及び登記事項証明書

3 都道府県知事は、法第二十条第一項の規定により登録の申請をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の五第一項に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）について、同法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

（法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者）

第十七条 法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。

（通訳案内士登録証の様式）

第十八条 法第二十二条の通訳案内士登録証（以下「登録証」という。）は、別記第五号様式による。

（登録事項の変更の届出等）

第十九条 通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、別記第六号様式による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、住所地（非居住者にあつては、その代理人の住所地）に変更があるときは、新住所地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

3 前項の届出を受けた都道府県知事は、登録事項の変更をしたときは、その旨を旧住所地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（登録証の再交付の申請等）

第二十条 通訳案内士は、法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記第七号様式による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあつては合格証書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあつては当該登録証、合格証書の写し及び写真二葉を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 通訳案内士は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に返納しなければならない。

（登録の抹消に関する届出）

第二十一条 法第二十五条第二項の規定により同条第一項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなつた旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録抹消事由届出書に登録証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所

二 通訳案内士の氏名及び住所（その相続人が届出をする場合に限る。）

三 登録番号及び登録年月日

四 該当することとなつた抹消の事由及びその期日

2 前項に規定するもののほか、法第二十五条第一項第二号及び第三号（法第四条第一号に該当する場合に限る。）に該当することとなつた旨の届出をしようとする場合には、前項の届出書にその旨を証する書面を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の届出をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報について、住

民基本台帳法第三十条の八第一項の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。

(登録の抹消の通知等)

第二十二條 都道府県知事は、法第二十五条第一項第一号、第三号若しくは第四号又は法第二十六条の規定により通訳案内士の登録を抹消したときは、その旨を登録の抹消の処分を受けた者に通知しなければならない。

2 前項に規定する者(法第二十五条第二項の規定による届出をした者を除く。)は、前項の通知を受けた日から起算して十日以内に、登録証を都道府県知事に返納しなければならない。

(登録簿の登録の訂正等)

第二十三條 都道府県知事は、法第二十三条第一項の規定による届出があつたとき、又は法第二十五条第一項の規定により通訳案内士の登録を抹消したときは、登録簿の当該通訳案内士に関する登録を訂正し、又は消除した旨を登録簿に記載するとともに、それぞれ登録の訂正又は消除の理由及びその年月日を記載するものとする。

(証明書の様式)

第二十四條 法第二十九条第三項の証明書は、別記第八号様式による。

(聴聞の方法の特例)

第二十五條 都道府県知事は、法第三十三条第一項の規定による処分に係る聴聞を行うに当たつては、あらかじめ、聴聞の期日及び場所を公告するものとする。

(団体の届出)

第二十六條 法第三十五条第一項の団体は、その設立の日から二週間以内に、次に掲げる事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 目的

二 名称

三 設立年月日

四 法人の設立について許可を受けている場合には、その年月日及び主務官庁の名称

五 事務所の所在地

六 役員又は代表者若しくは管理人の氏名及び住所

七 社団である場合には、構成員の氏名(構成員が社団又は財団である場合には、その名称及び役員又は代表者若しくは管理人の氏名)

八 国土交通大臣の許可に係る法人以外の社団又は財団にあつては、定款若しくは寄附行為又は規約

2 前項の規定により届出をした団体は、前項各号に掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨を書面で国土交通大臣に届け出なければならない。

3 第一項の規定により届出をした団体が解散したときは、解散のときの役員又は代表者若しくは管理人は、二週間以内に、その解散事由を国土交通大臣に届け出なければならない。

附 則

この省令は、法施行の日から施行する。

附 則 (昭和二五年二月二二日運輸省令第一一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和二八年八月三十一日運輸省令第四七号)

この省令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

附 則（昭和三五年二月一二日運輸省令第五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四〇年九月八日運輸省令第六三号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四五年十一月九日運輸省令第八八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年四月一五日運輸省令第一〇号）

- 1 この省令は、昭和五十一年五月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（昭和五三年四月二五日運輸省令第二二号）

この省令は、昭和五十三年五月一日から施行する。

附 則（昭和五六年五月二五日運輸省令第三〇号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十六年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 別記第一号様式の改正規定の施行前に実施の公示がされた通訳案内業法第三条の試験を受けようとする者が提出しなければならない受験願書の様式については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年一二月一〇日運輸省令第四九号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際通訳案内業の免許を受けている者の現に有する免許証の様式については、改正後の通訳案内業法施行規則別記第三号様式にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和五九年三月一九日運輸省令第四号）

（施行期日）

1 この省令は、昭和五十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（昭和六〇年三月一四日運輸省令第九号）

この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年三月二五日運輸省令第二五号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月三一日運輸省令第一二号） 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月二二日運輸省令第二号)

(施行期日)

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成六年三月二九日運輸省令第九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

(聴聞に関する規定の整備に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会(不利益処分に係るものを除く。)又はこれらのための手続は、この省令による改正後の関係省令の相当規定により行われたものとみなす。

附 則 (平成九年三月二一日運輸省令第一五号)

(施行期日)

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成九年六月一八日運輸省令第三八号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の通訳案内業法施行規則第三条第二項の規定は、この省令の施行前に実施の公示がされた通訳案内業法第三条の試験の施行については、適用しない。

附 則 (平成九年一二月一五日運輸省令第七五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日運輸省令第九号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年三月二四日運輸省令第一一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(証票等に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証は、改正後のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証とみなす。

附 則 （平成一二年一月二九日運輸省令第三九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一四年七月一日国土交通省令第八三号）

この省令は、障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 （平成一五年一〇月一日国土交通省令第一〇九号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年一月二九日国土交通省令第一号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成一六年三月一日から施行する。

（通訳案内業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定の施行の際現に公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（以下「法」という。）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた法律第十一条の規定による改正前の外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第九条の免許を受けている者に係る通訳案内業法（平成二十四年法律第二百十号）第三条の試験の一部免除については、第一条の規定の施行の日から起算して二年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

附 則 （平成一六年三月二六日国土交通省令第二八号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成一六年三月三十一日から施行する。

附 則 （平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一六年五月二六日国土交通省令第六六号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行前後に行われた通訳案内業法（以下「法」という。）第三条の試験のうち外国語及び人物考査についての試験に合格した者に係る法第三条の試験の一部の免除については、なお従前の例による。この場合において、当該者がこの省令の施行後最初に行われる法第三条の試験の一部免除を受けようとするときに提出する受験願書は、この省令による改正後の通訳案内業法施行規則別記第一号様式によるものとする。

附 則 （平成一七年三月一五日国土交通省令第一〇号） 抄
（施行期日）

第一条 この省令は、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の日前最後に行われた改正法第一条の規定による改正前の通訳案内業法第三条の試験において、外国語についての筆記試験並びに日本地理、日本歴史並びに産業、経済、政治及び文化に関する一般常識についての試験に合格した者については、その申請により、施行の日後最初に行われる通訳案内士試験の筆記試験を免除する。

2 前項の規定により試験の免除を受けようとする者は、この省令による改正後の通訳案内士法施行規則（以下「新規則」という。）第一条第一項の受験願書にその旨を記載し、同項に規定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の通訳案内業法施行規則第十三条の規定による免許証の交付を受けている者は、当該免許証と引換えに新規則第十八条の規定による通訳案内士登録証の交付を受けることができる。

2 新規則第二十条第一項の規定は、前項の通訳案内士登録証の引換交付について準用する。この場合において、新規則第二十条第一項中「、亡失した場合にあつては合格証書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあつては当該登録証、合格証書の写し及び写真二葉」とあるのは「免許証及び写真二葉」と、新規則別記第七号様式中「通訳案内士法第二十四条」とあるのは「通訳案内業法施行規則の一部を改正する省令（平成十八年国土交通省令第一〇号）附則 第三条第一項」と読み替えるものとする。